○建設省告示第　号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五及び第百三十六条の二の二の規定に基づき、不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を、次のように定める。

平成　年　月　日

建設大臣　中山　正暉

建築基準法施行令第百九条の五及び第百三十六条の二の二に規定する用途を定める件

第一　令第百九条の五及び第百三十六条の二の二に規定する建設大臣が定める用途は、次の各号に掲げるものとする。

一　スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設

二　畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

三　不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途

四　自動車車庫

附　則

１　この告示は、平成　年　月　日から施行する。